

2 令和8年産農作物（麦）共済 1キログラム当たり共済金額

(1キログラム：円)

目的等			1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	
小麦	1類 3類 4類	対象農業者以外		18	14	9						
		対象農業者 (パン・中華麺用)	課税対象農業者	142	121	101	80	59	39	18	14	
			免税対象農業者	149	127	105	84	62	40	18	14	
		対象農業者 (パン・中華麺用以外)	課税対象農業者	105	91	76	62	47	33	18	14	
			免税対象農業者	112	96	81	65	49	34	18	14	
		種子用		266	239	213	186	160	133	106	80	
大麦	9類 10類 11類	対象農業者以外		17	13	9						
		対象農業者	課税対象農業者	108	93	78	63	47	32	17	13	
			免税対象農業者	114	98	82	66	49	33	17	13	
		種子用		238	214	190	167	143	119	95	71	
注1) 3・4・10・11類は、地域インデックス方式のみ対象。3・10類は田で耕作する麦、4・11類は畑で耕作する麦が該当となる。												
注2) この表において「対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）												
以下「法」という。) 第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者をいう。												
注3) この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。												
注4) この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。												

注1) 3・4・10・11類は、地域インデックス方式のみ対象。3・10類は田で耕作する麦、4・11類は畑で耕作する麦が該当となる。

注2) この表において「対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）

以下「法」という。) 第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者をいう。

注3) この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

注4) この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。